

患者団体との協働に関する指針

MSD株式会社

日本製薬工業協会（以下、製薬協）は、2013年1月16日付で、「患者団体との協働に関するガイドライン」を公表しました¹⁾。

MSD株式会社のミッションは「人々の生命を救い、生活を改善する革新的な製品とサービスを発見し、開発し、提供すること」です。このためには、患者さんの求めるニーズや悩みを理解することが必要であり、患者団体との積極的かつ継続的な協働の機会が増えています。

当社は、患者団体とのあらゆる協働において、高い倫理観を持ち、患者団体の独立性を尊重します。また、患者団体との協働の目的と内容について十分に相互理解するよう努めます。このため、「患者団体との協働に関する指針」を下記の通り定め、当社における行動指針とします。

記

1. 相互理解

当社は、患者団体との協働を、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

2. 信頼関係の構築

当社は、患者団体と対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。

3. 患者団体の独立性の尊重

当社は、患者団体の活動方針や運営に関して主体性と独立性を尊重します。

4. 透明性の確保

当社は、患者団体に提供している金銭的支援等について「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に則り適正な情報公開を行います。

5. 書面による合意

当社は、患者団体との協働における活動項目や資金提供等については、その目的・内容等について、書面による合意を交わし、記録に残します。

6. 製品の広告・宣伝の禁止

当社は、患者団体に対し、医療用医薬品の広告・宣伝を行いません。

7. 影響力行使の禁止

当社は、患者団体が作成する資料・出版物の内容や発言等に関し、企業の利益のために影響力を行使することは行いません。

8. 資金源の多様性の推奨

当社は、単独の支援者となることを条件とする支援は行いません。患者団体が活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

9. 適正な支援

当社は、患者団体に対する支援にあたっては、華美・過大とにならないよう努めます。また、患者団体の行う会合等については、その目的に相応しい会場および開催地とするなど、適正に支援を行います。

以上

参考情報

- 1) 日本製薬工業協会「患者団体との協働に関するガイドライン」最終改定：2017.2.2.
(URL：<http://www.jpma.or.jp/patient/tomeisei/kyodo/>)

付則

1. 本指針の改廃は、法務・コンプライアンス部門統括に相談の上、医薬政策部門統括が決定する。
2. 制定日 第1版2013年3月4日
第2版2015年3月1日
第3版2017年4月1日